

平成 27 年

第 9 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

平成27年第9回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料 2 赤穂市指定文化財指定申請書
(歴史資料：赤穂浅野家藩札 銀拾文目札)
(歴史資料：赤穂浅野家藩札 銀貳分札)

赤穂市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規則の改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>(出張) 第10条 出張命令は、校長が行う。 2 職員は、出張を命じられ、当該用務を終えて帰校したときは、5日以内に出張復命書(第8号様式)を校長に提出しなければならぬ。</p> <hr/> <p>3 ｝ 略 4</p>	<p>(出張) 第10条 出張命令は、校長が行う。 2 職員は、出張を命じられ、当該用務を終えて帰校したときは、5日以内に出張復命書(第8号様式)を校長に提出しなければならぬ。ただし、出張復命書による<u>ことが適当でない場合又は軽易な事項については、口頭で復命することができる。</u></p> <hr/> <p>3 ｝ 略 4</p>

様式第1号（第2条関係）

赤穂市指定文化財指定申請書

平成27年8月20日

赤穂市教育委員会 様

申請者 住所 赤穂市大津1957番地
氏名 濱田 学



下記のものは、赤穂市指定有形文化財（~~赤穂市指定有形民俗文化財~~赤穂市指定記念物）として価値のあるものと思われまますので、赤穂市指定文化財に指定くださるよう申請します。

記

- 1 名称
赤穂浅野家藩札 銀拾文目札 員数 1枚
- 2 形状
紙本墨摺 16.2 × 4.3 cm
- 3 所在地
赤穂市大津1957番地
- 4 申請者と当該文化財との関係
所有者
- 5 申請者のほかに権原に基づく占有者があるときは、その者の氏名及び住所
なし
- 6 今後の保存管理の方法
自宅にて保管する。
- 7 その他参考事項
別紙のとおり。


（注）「氏名」欄は、団体にあたっては名称及び代表者の氏名を記載すること。



赤穂市指定文化財指定同意書

平成27年8月20日

赤穂市教育委員会 様

所有者 住 所 赤穂市大津1957番地
氏 名 濱 田 学 

占有者 住 所
氏 名 

私の所有（占有）する下記の文化財を、赤穂市指定有形文化財（~~赤穂市指定有形民俗文化財~~・赤穂市指定記念物）として指定されますことに同意します。

記

- 1 名 称
赤穂浅野家藩札 銀拾文目札
- 2 員 数
1 枚
- 3 形 状
紙本墨摺 16.2 × 4.3cm
- 4 所在地
赤穂市大津1957番地

(注) 「氏名」欄は、団体にあっては名称及び代表者の氏名を記載すること。





赤穂浅野家藩札 銀拾文目札 (表)



赤穂浅野家藩札 銀拾文目札 (裏)

赤穂市指定文化財指定申請書

平成27年8月20日

赤穂市教育委員会 様

申請者 住所 赤穂市中広1028番地
氏名 前川 渉 印



下記のもの、赤穂市指定有形文化財として価値のあるものと思われまますので、赤穂市指定文化財に指定くださるよう申請します。

記

- 1 名称
赤穂浅野家藩札 銀式分札 員数 1枚
- 2 形状
紙本墨摺 16.0 × 4.0 cm
- 3 所在地
赤穂市加里屋50番地3
みなと銀行 赤穂支店
- 4 申請者と当該文化財との関係
所有者
- 5 申請者のほかに権原に基づく占有者があるときは、その者の氏名及び住所
なし
- 6 今後の保存管理の方法
継続して銀行金庫にて保管する。
- 7 その他参考事項
別紙のとおり

(注) 「氏名」欄は、団体にあたっては名称及び代表者の氏名を記載すること。



赤穂市指定文化財指定同意書

平成27年8月20日

赤穂市教育委員会 様

所有者 住 所 赤穂市中広1028番地
氏 名 前 川 涉 ①



占有者 住 所
氏 名 ①



私の所有（占有）する下記の文化財を、赤穂市指定有形文化財（~~赤穂市指定有形民俗文化財・赤穂市指定記念物~~）として指定されますことに同意します。

記

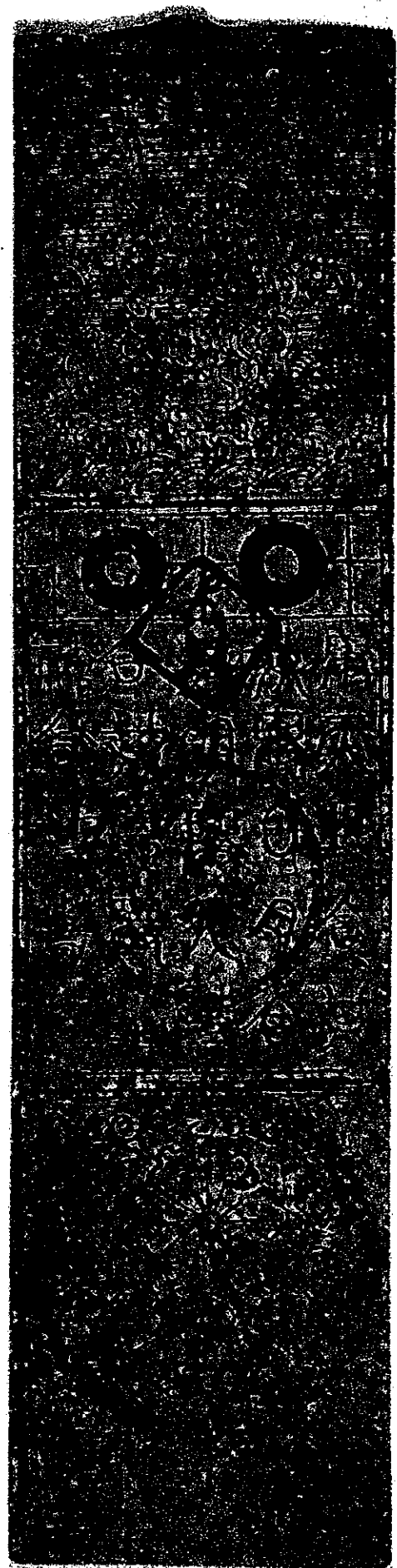
- 1 名 称
赤穂浅野家藩札 銀式分札
- 2 員 数
1 枚
- 3 形 状
紙本墨摺 16.0 × 4.0 cm
- 4 所在地
赤穂市加里屋50番地3
みなと銀行 赤穂支店

(注) 「氏名」欄は、団体にあたっては名称及び代表者の氏名を記載すること。





赤穂浅野家藩札 銀貳分札 (表)



赤穂浅野家藩札 銀貳分札 (裏)

浅野赤穂藩札と元禄赤穂事件

浅野赤穂藩札の発行 赤穂浅野家三代長矩のとき、延宝八年（一六八〇）正月に藩札が発行された。藩札の発行は、正銀との兌換を建て前としつつも、専一流通を図ることにより、正銀を藩庫に吸収して藩財政の窮乏を打開することを目的としていた。そして、この藩札発行を推進したのが、後に赤穂事件の際、大石内蔵助らと意見が合わず逃亡した家老大野九郎兵衛であった。

「延宝八庚申歳正月吉祥日」と記された浅野赤穂藩札は銀一〇文目札・銀一匁札・銀五分札・銀三分札・銀二分札の五種類が発行されたが、発行に当っては、同年二月朔日付で藩札仕法が定められた。

その内容は解説2において触れられているので重複を避けるが、赤穂藩は領民に対して藩札の専一流通を強制し、公用正銀を獲得する政策を講じたわけである。そして、この政策は特に赤穂の代表的産物である塩の販売を通じて推進された（詳細は解説2参照）。塩の取引における藩札仕法は、赤穂藩にとって最も有効な正貨吸収手段のひとつであった。

殿中刃傷事件 元禄一四年（一七〇一）三月一四日、浅野赤穂藩の治世を根底から揺るがす大事件が発生する。江戸城本丸御殿の松の廊下において、藩主浅野長矩が高家筆頭の吉良義央に対して刃傷に及んだのである。このとき、浅野長矩は朝廷からの勅使御馳走役を拜命しており（院使御馳走役は伊予吉田藩主伊達宗春）、その指導に当たっていたのが吉良義央であった。

刃傷事件の原因究明は十分になされないまま、浅野は陸奥一関藩江戸下屋敷へお預けの後、時節と場所柄をわきまえない行いとして即日切腹、吉良はお構いなしとの処断が下される。

この間、刃傷事件発生を知らせる第一報が早使早水藤左衛門・萱野三平に託さ

れて江戸を発っていた。続いて、浅野長広から家老大石内蔵助・大野九郎兵衛に宛てた書状が足輕飛脚で出され（第二報）、さらに原惣右衛門・大石瀬左衛門が第二の早使となって長矩の切腹などが伝えられた（第三報）。これらの知らせは、三月一九日のうちに赤穂に到着している。ただし、浅野家断絶や領地召上げのことは知らされていなかったものの、事態の深刻さがある程度は認識して、領地召上げもありうるものとして、その後の処置がなされていたのである。

さて、ここで注目されるのは第一報・第二報の内容である。赤穂藩家中で後に討入りにも参加した岡嶋八十右衛門が記した「赤穂城引渡覚書」によれば、早水藤左衛門・萱野三平によって一九日早朝もたらされた第一報は、長矩が殿中で吉良と喧嘩に及び、一関藩田村邸にお預けになったことを告げるものであったが、加えて札座の儀をよろしく取りはからうよう申し伝えることが指示されていた。第二報である浅野長広書状にも、追而書に「猶々早水藤左衛門・萱野三平差上候節委細申達候趣之第一札座之儀宜可被申付候」とあり、藩札の処理が城下の混乱を回避するために緊急に処理すべき課題として指示されていたのである。

藩札六歩替え 第一報の赤穂到着を受けて、早速一九日のうちに大石内蔵助や札座奉行らが藩札対策を協議した。「浅野赤穂分家済美録」の記すところによると、当時の赤穂藩札の発行高は九〇〇貫目に及び、その引替えに充当できる正銀の保有高は七〇〇貫目で、二〇〇貫目不足していた。その不足分には塩浜の運上銀二〇〇貫目を当てうるが、大坂でよんどころない入用のため塩浜運上銀を引当てに二〇〇貫目の借銀をしていたので、結局二〇〇貫目の不足であった。このような事情によって、藩札は翌二〇日から六歩（六割）に両替することとなった。なお、藩札両替銀不足分の二〇〇貫目と、家中に支払う「不勝手引払料」一〇〇貫目の合計銀三〇〇貫目の借用を浅野本家である広島藩に依頼しているが、借銀は失敗している（結局、六歩替えを行ったことにより、広島藩からの借銀は不要であった）。

三月二〇日から引替えが始まったが、領民だけでなく家島や四国の商人、岡山藩領の人々も押しかけたため札座周辺は混乱し、奉行を増員したり足輕を多く配置して静めさせ、奉行も鉢巻に手鎗を提げて取締りに当るほどであった。引替えは他領の者から進められ、二四日には引替えに来る者がめっきり少なくなった。岡山藩が刃傷事件直後の赤穂城下の情勢を探るために放った忍びの者たちの報告

によれば、銀札を一〇貫目も二〇貫目も持ち、六歩替えでは大損をするから引替えを控え、江戸の目付衆・代官衆がやって来たときに善処をお願いするという者や、家中の者でも町方に頼んで手持ちの米二〇石を売ってもらい、代銀を銀なら一石一〇匁、銀札なら一二〇匁で受け取っている者もいたという。

藩札の引替えは三月二十八日をもって終了し、四月二日付の岡山藩家中の書状に「寄札悉御城中にて火中仕替ニ御座候由」とみえることから、回収された藩札はすべて城内で焼却処分されたようである。このため、現存する浅野赤穂藩札は極めて少なく、現在までのところ一〇文目・一匁・五分・二分の四種類四枚しか確認されていない。そして、翌年一二月の大石らによる吉良邸討入りが成功したこともあって、この藩札は俗に『忠臣蔵札』といわれ、数ある藩札の中でも稀少性と著名度は群を抜くものとして珍重されている。

(小野真一 赤穂市歴史博物館学芸員)